



WEST PENINSULA  
HOTEL

## West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）会員約款

### 第 1 条（総則）

本約款は株式会社アイ・ブロードキャストが運営・管理する会員制組織 である

「West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）」（以下、「当施設」といいます）を利用する「West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）の会員」（以下、「本会員」といいます）について定めたものです。

### 第 2 条（目的）

West Peninsula Hotel（ウェストペニンシュラホテル）をご利用されるお客様に対し、更なるご愛顧をいただくために、相互信頼のもと、心地よいおもてなしとサービスをご提供する会員制度であることを目的としています。

### 第 3 条（会員資格）

1. 法人、または個人（成人）の方を対象に当社審査の上、ご入会、ご利用いただけます。
2. 本会員の皆様をご安心してご利用いただけるよう、審査には弊社独自の基準（非公開）を設けております。よって入会の拒否、または本会員資格取消の権利を当社が有します。
3. 本会員は、本約款に同意のうえ所定の入会手続きを完了された方をいいます。

### 第 4 条（入会金及び年会費）

1. 入会金、年会費は別紙に記載する金額で永久会員です。
2. 入会金、年会費は当社の判断、その時節、および周囲を取り巻く経済情勢、状況により変動することがあります。
3. 入会金、年会費は退会時に返金されません。

### 第 5 条（永久会員）

1. 審査基準を満たした本会員は永久会員となり退会するまで継続します。
2. 本会員にはデジタルデータでの会員番号を発行します。
3. 本会員は登録内容等に関して一切の責任を負うものとします。

## 第 6 条（入会申し込み）

1. 入会申込書は、お申込みをされるお客様ご本人に必要事項をご記入いただきます。  
（法人の場合は社判、代表印を、個人の場合はご本人記入欄が自署でない方の入会は認められません）
2. 当社が別途に定めた「個人情報の取扱いに関する同意条項」は入会申込書の提出をもって、ご同意いただいたものといたします。詳細は <http://www.westpeninsula.com> の「プライバシーポリシー」をご覧ください。

## 第 7 条（会員）

1. 本会員は当施設が別途用意する施設利用規約順守するものとします。
2. 本会員は、当施設を利用する際に会員番号、名刺等を当方より確認させていただく場合がございます。  
本会員が当施設を利用する際は本会員が登録するメールアドレス、または電話番号からの予約または依頼が必要です。
3. 本会員権利は法人会員（その法人社員）、個人会員本人およびその配偶者様のみが利用できるものとし、他人に貸与・譲渡・相続することはできません。
4. 当施設を利用する場合、必ず本会員がいることを条件とします。
5. 当施設でのご利用料金は、法人の場合では請求書にて当月締め翌月末払い。またはご利用の都度、現金又はクレジットカード等で代金をお支払うものとします。
6. 本会員約款に準じず、やむを得ず会員資格を失効した場合は遅滞なく退会の手続きを行っていただきます。
7. 本会員資格が他人に使用されたことによる被害については、当該会員の故意又は過失の有無にかかわらず、当社では一切の責任を負わないものとします。
8. 本会員権の発行所有権は、株式会社アイ・ブロードキャストが有し、株式会社アイ・ブロードキャストの判断により、会員権の返却、または消去を要請することができるものとします。

## 第 8 条（会員特典）

1. 本会員は当施設が業務提携をしている様々な会員特典をご利用いただけます。  
（会員特典の詳細は、West Peninsula Hotel ウェストペニンシュラホテルの WEB サイト <http://www.westpeninsula.com> からご確認ください。）

## 第 9 条（退会）

1. 退会する場合には、当社に連絡を取り必要な手続きを行っていただきます。
2. 前項の手続きの完了をもって退会とさせていただきます。

3. 本会員は退会手続きに関して一切の責任を負うものとします。

#### 第 10 条（入会のお断り）

下記のいずれかに該当する方は、入会をお断りさせていただきます。

1. ご登録いただいた内容に虚偽があった場合
2. 当施設の宿泊又はレストラン等で代金支払い遅延等トラブルがあった場合
3. 次に挙げる「反社会的勢力」に該当する場合
  - (1) 指定暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」により都道府県公安委員会が指定した暴力団）の構成員・準構成員、その他の暴力団・暴力団員（暴力団 の構成員・準構成員）、暴力団関係企業（フロント企業・舎弟企業、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体）、準暴力団
  - (2) 総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (3) 破壊活動、暴力的活動又は要求行為を行う個人又は団体・集団
  - (4) 法的な責任を超えた悪質な要求行為、一方的に不買運動若しくは風説を流布する行為を行う個人又は団体・集団
  - (5) 偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は業務を妨害する行為を行う個人又は団体・集団
  - (6) 当社との取引（予約、利用、支払、付帯サービス等 含む）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う個人 又は団体・集団
  - (7) その他、当社あるいは各事業所で定めた個人・団体
4. 前項に準ずる者、また前項に類する団体や組織に関与していると思われる場合若しくは密接交際者
5. 刑事事犯による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決のあった場合
6. 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為のあった場合
7. 当施設の宿泊約款又は施設利用規則等を遵守いただけない場合
8. 当社が会員として相応しくないと判断した場合
9. その他社会通念上相当と考えられる事由のある場合

#### 第 11 条（会員資格の失効・除名）

1. 下記のいずれかに該当する方は、会員資格を失効とさせていただきます。

- (1) 第 10 条のいずれかの事項にあたる場合
- (2) 各会員約款の定める会員資格の失効・除名の条項に抵触する場合
- (3) 会員の信用状況に重大な変化があった場合
- (4) 会員特典以外の権利の主張や不当要求のあった場合
- (5) 転居、転職等にて当社から会員に対して一切の連絡ができなくなった場合
- (6) その他上記に準じる事由のある場合

2. 前項のうち当社が会員として相応しくないと判断した場合は、会員資格を除名させていただきます。会員資格を除名された場合、原則として再入会は認められません。

#### 第 12 条（諸手続き）

1. 下記のいずれかに該当する場合は、本会員から当社へご連絡のうえ、所定の手続きを行っていただきます。
  - (1) 他人による会員資格盗用などによる被害が生じたとき。
  - (2) 入会申込書の記載事項についての変更
  - (3) 退会
2. 前項の届出がないため、通知又は送付書類その他のものが延着し又は到着しなかったことにより、会員に不利益が生じた場合には、当社はその責を負いません。

#### 第 13 条（その他）

1. 当社は、諸般の事情により、本会員制度を終了する場合があります。
2. 本約款、特典は諸般の事情により予告なく変更する場合があります。
3. 本約款、特典の変更は、公表した時点で、変更後の内容を有効といたします。

#### 附則

本約款は、平成 29 年 12 月 18 日から施行いたします。

【お問合せ】 〒294-0307 千葉県館山市波左間 588 West Peninsula Hotel  
(ウエストペニンシュラホテル) 電話 (0470)29-5558(代表)